

一般社団法人日本ボクシング連盟
公認リングに関する規程

(公認リング)

第1条 公認リングは、一般社団法人 日本ボクシング連盟（以下、日本連盟という。）が、国内大会で使用できるものとして認めるリングであり、製造業者による補償が次項に定める期間である場合において公認リングとして認める。

また、日本国内で国際大会を開催する場合には、A I B A公認のリングを使用しなければならない。A I B A公認リングについては、A I B Aの規程に基づく。

日本国内で使用するA I B A公認リングについては、日本連盟の公認を受けなければならない。

2 補償期間は、リング本体においては 20 年、その他の付帯部（ロープ、階段、金具、マット等）においては5年とする。

(公認以外のリング)

第2条 公認を受けないリングや公認期限が満了したリングは、日本連盟主催で行う大会では使用できない。ただし、それ以外で使用する場合は、主催者の責任において、施設に関する損害保険等の補償契約をすることにより使用することができる。

(1) 補償期間の満了したリングの公認は認めない。

(2) 製造より 20 年を経過した本体、設置より 5 年を経過したその他の付帯物（ロープ、階段、金具、マット等）については、安全確保のために、定期的に点検を行い使用するものとする。点検方法については、使用者において決定することができる。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、リングに関して必要な事項は、審判部にて原案を作成し、理事会の承認を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

(本規程に係る経過措置)

2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間は、本規程に関わらず経過措置期間とする。